

令和4年3月18日

まん延防止等重点措置期間の終了及び東京都によるリバウンド警戒期間における取組の実施に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・まん延防止等重点措置期間は3月21日をもって終了するが、感染の再拡大に備え、東京都では3月22日（火曜日）から4月24日（日曜日）までの間、リバウンド警戒期間における取組として、都民等に対して、3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底等の要請や、混雑している場所や時間を避けて行動する等の協力依頼を行うこととした。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、オミクロン株による再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、夜9時から10時までの夜間延長を含め、通常どおりとする。酒類の持ち込み、飲食、会食については、リバウンド警戒期間においては、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への協力依頼を行う。カラオケ設備の利用については、リバウンド警戒期間においては、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力依頼を行う（期間：令和4年3月22日（火曜日）から令和4年4月24日（日曜日）まで。）。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

区を行う会議等については、通常どおりとするが、開催する場合には、オンラインの活用を含め、感染防止策の徹底を図る。

国や都の要請等の内容によっては今後変更する可能性がある。